

Go To トラベル、Go To Eat キャンペーン、 Go To 商店街及び大阪府「少人数利用」飲食店 応援キャンペーンについて 10/16 現在

※ これらの情報は 10 月 16 日現在の情報であり、変更される可能性がありますので、ご了承ください。

目 次

1 Go To トラベル (2~9 ページ)

- (1) 概要 (2 ページ)
- (2) 旅行代金割引+地域共通クーポン (2 ページ)
- (3) 地域共通クーポン取扱店舗の登録 (2 ページ~5 ページ)
- (4) 旅行・宿泊割引販売の申請 (5~9 ページ)

2 Go To Eat キャンペーン (9~14 ページ)

- (1) 概要 (9 ページ)
- (2) プレミアム付食事券 (9~13 ページ)
- (3) オンライン飲食予約 (13~14 ページ)

3 Go To 商店街 (14~16 ページ)

- (1) 概要 (14~15 ページ)
- (2) Go To 商店街事業の流れ (15 ページ)
- (3) 対象期間及び募集期間 (15~16 ページ)
- (4) 上限額 (16 ページ)
- (5) 申請方法 (16 ページ)

4 大阪府「少人数利用」飲食店応援キャンペーン (17~22 ページ)

- (1) 概要 (17 ページ)
- (2) キャンペーン参加条件 (17 ページ)
- (3) 大阪府感染防止宣言ステッカーの登録方法 (17~20 ページ)
- (4) 大阪コロナ追跡システムの導入及び登録情報の公開について(20~22 ページ)
- (5) 飲食店予約サイトへの加盟方法について(22 ページ)

参考：【終了】大阪の人・関西の人いらっしやいキャンペーン (23 ページ)

1 Go To トラベル

(1) 概要

- ・ 国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額を支援。
- ・ 支援額の内、①7割は旅行代金の割引に、②3割は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与。
- ・ 一人一泊あたり2万円が支援額の上限(日帰り旅行については1万円が上限)。
- ・ 連泊制限や利用回数の制限なし。

(2) 旅行代金割引+地域共通クーポン 2020年10月1日(木)以降出発～



例:旅行商品及び宿泊

1人40,000円の1泊2日の宿泊付き旅行を申し込んだ場合、支払額は26,000円となります。給付額20,000円のうち、14,000円が旅行代金割引となり、6,000円が地域共通クーポンとして付与されます。

例:日帰り

1人20,000円の日帰り旅行を申し込んだ場合、支払額は13,000円となります。

給付額10,000円のうち、7,000円が旅行代金割引となり、3,000円が地域共通クーポンとして付与されます。

出典:GoToトラベル事務局 Web サイト(<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>)

○ 地域共通クーポン

- ・ 旅行代金の15%相当額を地域共通クーポンとして、旅行者に配布されます。(1,000円未満の端数が生じる場合には四捨五入(端数が500円以上の場合は1,000円のクーポンが付与)します。)
- ・ お釣りは出ません。
- ・ 旅行業者や宿泊事業者より配布されます。

※ 地域共通クーポンの受取方法等については次のページをご覧ください。

<https://goto.jata-net.or.jp/coupon/>

(3) 地域共通クーポン取扱店舗の登録

A 申請対象者

「地域共通クーポン 取扱要領」の2.(1)参加条件を満たす者です。参加条件として「事務局の指示に基づき地域共通クーポンを適切に取り扱うことができるものであり、かつ感染拡大防止策を徹底できる者」など、取扱店舗の責務等についての記載があります。

「地域共通クーポン 取扱要領」についてはこちら

https://biz.goto.jata-net.or.jp/common/formfiles/20200900_0000_couponguid.pdf

B 申請方法

取扱要領に同意のうえ、申請に必要な書類に必要な事項を入力又は記入し、①公式ホームページ又は②郵送のいずれかの方法で申請。

①公式ホームページで申請

- ・ 次ページの下部で「地域共通クーポン取扱店舗 登録希望事業者の方へ」をクリック。

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>



地域共通クーポン取扱店舗 登録希望事業者の方は、
下記より登録申請へ進んでください。

地域共通クーポン取扱店舗 登録希望事業者の方へ

出典:GoTo トラベル事務局 Web サイト

- 登録方法には3つのパターンがあります。各事業者様にあったパターンを確認の上、選択。



出典:GoTo トラベル事務局 Web サイト(<https://biz.goto.jata-net.or.jp/coupon/>)

- (A) 1つの事業主で登録申請する場合(パターン①)
【オンライン申請に必要な書類】は次のとおりです。
 - 地域共通クーポン取扱店舗登録申請書
 - 登録希望店舗リスト
 - Go To トラベル事業参加同意書
 - 口座確認書
 - 口座情報が確認できる書類
 - 日本国内で事業を行っていることを公的に証明できる書類
- (B) 複数事業主分を団体にて一括で登録申請し、クーポンの精算も一括して行う場合(パターン②)
【オンライン申請に必要な書類】は次のとおりです。
 - 地域共通クーポン取扱店舗 一括登録申請書
 - 地域共通クーポン取扱店舗登録申請書
 - 登録希望店舗リスト
 - Go To トラベル事業参加同意書

- 5 口座確認書
 - 6 口座情報が確認できる書類
 - 7 日本国内で事業を行っていることを公的に証明できる書類
- (C) 複数事業主分を団体にて一括で登録申請し、クーポンの精算は事業主ごとに行う場合(パターン③)

【オンライン申請に必要な書類】は次のとおりです。

- 1 地域共通クーポン取扱店舗 一括登録申請書
 - 2 地域共通クーポン取扱店舗登録申請書
 - 3 登録希望店舗リスト
 - 4 Go To トラベル事業参加同意書
 - 5 口座確認書
 - 6 口座情報が確認できる書類
 - 7 日本国内で事業を行っていることを公的に証明できる書類
- ・ 必要な書類は上記のとおりです。それぞれのパターンに必要な書類を準備の上、【オンライン申請をはじめる】をクリックして申請を始めます。必要な書類は該当ページで様式をダウンロードすることができます。

オンライン申請をする

上記情報及び書類のご準備ができましたら、下記「オンライン申請をはじめる」ボタンより申請へ進んでください。

申請の流れは以下のとおりです。

STEP 1 メールアドレス の入力	STEP 2 メールアドレス の確認	STEP 3 登録内容入力	STEP 4 入力内容ご確認	STEP 5 登録完了
--------------------------	--------------------------	------------------	-------------------	----------------

オンライン申請を始める前に

前述の「[オンライン申請に必要な情報・書類](#)」をご用意ください。

次ページで準備状況にチェックのうえ、申請をはじめてください。

※二重申請は行わないようお願いいたします。

オンライン申請をはじめる >

出典:GoToトラベル事務局 Web サイト

②郵送で申請

- ・ 必要な書類は上記(A)～(C)のとおりで、次のページからダウンロードします。

○パターン①

https://biz.goto.jata-net.or.jp/coupon/coupon1/coupon1_mail/

○パターン②

https://biz.goto.jata-net.or.jp/coupon/coupon2/coupon2_mail/

○パターン③

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/coupon/coupon3/>

- ※ 郵送による申請を希望する場合であって、申請書類一式が必要な場合には、Go To トラベル事業コールセンター(TEL:0570-017-345(受付時間:10時~19時 年中無休)※ナビダイヤル)に連絡。

- 書類の準備ができたなら、下記住所へ送付。

◆申請書類送付先

〒105-0003

東京都港区西新橋1丁目24-14

西新橋一丁目ビル6階

Go To トラベル事務局 地域共通クーポンチーム 申請グループ 宛

※ 配達情報の追跡ができる方法で送付。

※ 送料は各自負担。

C 申請期間

令和2年9月8日(火)～(随時受付)

D 登録

登録審査を経て、取扱店舗として登録された場合はメールアドレス又は住所に連絡を行った上で、取扱店舗用マニュアル、換金用伝票及び地域共通クーポンの本券部分の事務局送付用封筒、販売用ツール(ポスター、ステッカー等)など一式が配送されます。

(4) 旅行・宿泊割引販売の申請

①Go To トラベル公式サイトからの申請又は②送付による申請があります。

①Go To トラベル公式サイトからの申請

- 次のページで該当の事業者(旅行業者、宿泊事業者、第三者機関)ボタンから選択します。

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

※ 第三者機関とは宿泊事業者が直接受けた予約記録を宿泊施設の外部で管理できるシステムや団体を指し、当該記録を宿泊の事実を裏付けるものとして事務局に提出できる機関



出典:GoTo トラベル事務局 Web サイト

(A) 旅行会社・OTA等の旅行業者の場合

- 給付金対象となる商品の提供及び給付枠の配分を受けるための申請が必要になります。

○必要書類

- 1 給付枠申請書 (必須)
- 2 取扱実績報告書兼販売計画書 (必須)
- 3 代理店リスト (任意) ※旅行業者で該当する場合のみ
- 4 Go To トラベル事業参加同意書 (必須)
- 5 口座確認書 (必須)
- 6 口座情報が確認できる書類 (必須)
- 7 法人番号 (一部必須) ※法人の方は法人番号(13桁)が必須。
- 8 直近の決算報告書等 (任意) ※事務局が提出を求めた場合のみ提出。

- 必要な書類は上記のとおりです。必要な書類を準備の上、【オンライン申請をはじめ】をクリックして申請を始めます。必要な書類は該当ページで様式をダウンロードすることができます。



出典:GoTo トラベル事務局 Web サイト

(B) 宿泊事業者の場合

- 給付金申請には、次の3つのパターンがあります。

給付金を申請する方法としては、以下の3つのパターンがあります。
また、各パターンごとに、申請・登録方法が異なります。

参画区分	パターンA 旅行会社・予約サイト からの 予約のみを取り扱う場合	パターンB 直接販売で、 宿泊事業者が給付金の 申請を行う場合	パターンC 直接販売で、 宿泊事業者が 第三者機関を經由して 給付金の申請を行う場合
第三者機関	不要	必要	必要
登録方法	情報登録	給付枠申請	情報登録

※パターンB、パターンCで申請・登録すると、旅行会社・OTAからの予約分も給付対象になります。

出典:GoTo トラベル事務局 Web サイト

- 3つの中から該当のパターンを確認し、選択します。

申請方法／申請に必要な入力内容・書類



出典:GoTo トラベル事務局 Web サイト

○パターンAの場合の必要書類

- 1 情報登録申請書 (必須)
- 2 宿泊施設リスト (任意) ※複数の宿泊施設を有する場合のみ必要となります。

- 3 Go To トラベル事業参加同意書（必須）
 - 4 旅館業・住宅宿泊事業等の許可・届出番号等が記載された証明書類の写し
 - 5 法人番号（一部必須）※法人の方は法人番号（13桁）が必須。
- パターンBの場合の必要書類
- 1 給付枠申請書（必須）
 - 2 取扱実績報告書兼販売計画書（必須）
 - 3 宿泊施設リスト（任意）※複数の宿泊施設を有する場合のみ必要。
 - 4 Go To トラベル事業参加同意書（必須）
 - 5 口座確認書（必須）
 - 6 口座情報が確認できる書類（必須）
 - 7 旅館業・住宅宿泊事業等の許可・届出番号等が記載された証明書類の写し
 - 8 法人番号（一部必須）※法人の方は法人番号（13桁）が必須。
 - 9 直近の決算報告書等（任意）
- パターンCの場合の必要書類
- 1 情報登録申請書（必須）
 - 2 宿泊施設リスト（任意）※複数の宿泊施設を有する場合のみ必要。
 - 3 Go To トラベル事業参加同意書（必須）
 - 4 口座確認書（必須）
 - 5 口座情報が確認できる書類（必須）
 - 6 旅館業・住宅宿泊事業等の許可・届出番号等が記載された証明書類の写し
 - 7 法人番号（一部必須）※法人の方は法人番号（13桁）が必須
 - 8 直近の決算報告書等（任意）事務局が提出を求めた場合のみ提出。

- ・ 必要な書類は上記のとおりです。それぞれのパターンに必要な書類を準備の上、【オンライン申請をはじめる】をクリックして申請を始めます。必要な書類は該当ページで様式をダウンロードすることができます。

オンライン申請をする

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインでの申請にご協力ください。
上記内容及び書類のご準備ができましたら、下記「オンライン申請をはじめる」ボタンより申請登録へ進んでください。

申請の流れは下記になります。

オンライン申請を始める前に

前述の「[オンライン申請に必要な入力内容・書類](#)」をご用意ください。
次ページで必要書類の準備状況にチェックのうえ、申請をはじめてください。
※二重申請は決して行わないようお願いいたします。

オンライン申請をはじめる >

(C) 第三者機関の場合

パターンB、パターンCの場合、登録申請が必要になります。

このページでは、以下の申請についてご案内します。

宿泊事業者の参画区分	パターンA 旅行会社・予約サイトからの 予約のみを取り扱う場合	パターンB 直接販売で、 宿泊事業者が給付金の 申請を行う場合	パターンC 直接販売で、 宿泊事業者が 第三者機関を経由して 給付金の申請を行う場合
第三者機関	不要	必要	必要

パターンBの第三者機関の方も、パターンCの第三者機関の方もこちらからご登録ください
※パターンBは、法人名称、法人住所、担当者及び宿泊施設リストのみが必要となります。

出典:GoTo トラベル事務局 Web サイト

○必要書類

- 1 給付枠申請書（パターンCのみ必須 ※パターンBは不要）
 - 2 取扱実績報告書兼販売計画書（パターンCのみ必須 ※パターンBは不要）
 - 3 宿泊施設リスト（パターンBのみ必須 ※パターンCは不要）
 - 4 Go To トラベル事業参加同意書（パターンB・Cともに必須）
 - 5 法人番号（一部必須）※法人の方は法人番号（13桁）が必須。
 - 6 宿泊施設リスト（取扱実績・計画）（パターンCのみ必須 ※パターンBは不要）
 - 7 直近の決算報告書等（任意）※事務局が提出を求めた場合のみ提出
- ・ 必要な書類は上記のとおりです。それぞれのパターンに必要な書類を準備の上、【オンライン申請をはじめる】をクリックして申請を始めます。必要な書類は該当ページで様式をダウンロードすることができます。

オンライン申請をする

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインでの申請にご協力ください。
上記内容及び書類のご準備ができましたら、下記「オンライン申請をはじめる」ボタンより申請登録へ進んでください。

申請の流れは下記になります。

STEP 1 メールアドレスの入力
STEP 2 メールアドレスの確認
STEP 3 登録内容入力
STEP 4 入力内容ご確認
STEP 5 登録完了

オンライン申請を始める前に
前述の「[オンライン申請に必要な入力内容・書類](#)」をご用意ください。
次ページで必要書類の準備状況にチェックのうえ、申請をはじめてください。
※二重申請は決して行わないようお願いします。

オンライン申請をはじめる >

②送付による申請

- ・ ②送付による申請を希望する場合は、下記の【連絡先】GoTo トラベル事務局に電話によりその旨を伝えて、書類を送付してもらう必要があります。

【Go To トラベル よくあるご質問】 ページ

https://goto.jata-net.or.jp/assets/docs/20200918_1657_faq.pdf

【連絡先】 GoTo トラベル事務局

- ・ ナビダイヤル：0570-017-345（受付時間：10:00～19:00 年中無休）
- ・ IP 電話等からのお問い合わせ先：03-6747-3986（受付時間：10:00～19:00 年中無休）

2 Go To Eat キャンペーン

(1) 概要

- A 登録飲食店で使えるプレミアム付食事券(購入額の25%分を上乗せ)
- ・ 地域の飲食店で使える食事券(例：1セット1万2,500円を1万円で購入)の発行事業者を都道府県、政令指定都市及び特別区単位で公募。
 - ・ 購入制限：1回の購入当たり2万円分(上記の例では2セット/人まで)
 - ・ おつりは出ない。
 - ・ 販売は2021年1月末まで、有効期限は3月末まで。
- B オンライン飲食予約の利用によるポイント付与
- ・ オンライン飲食予約サイト経由で、期間中に飲食店を予約・来店した消費者に対し、次回以降に飲食店で使用できるポイントを付与。
 - ・ 昼食時間帯は500円分、夕食時間帯(15:00～)は1,000円分のポイントを付与。
 - ・ ポイント付与の上限は、1回の予約当たり10人分(最大10,000円分のポイント)
 - ・ ポイントの付与は2021年1月末まで、利用は3月末まで

(2) プレミアム付食事券

A 利用の流れ



出典:農林水産省 Web サイト(<https://gotoeat.maff.go.jp/>)

B プレミアム付食事券の販売について

○滋賀県

- ・ 12,500円分を10,000円で販売
- ・ 令和2年10月20日から令和3年3月31日まで使用可能
- ・ [紙食事券]平和堂 72店舗、[電子クーポン]LINE WEB サイト
- ・ 購入対象者に制限はありません
詳しくは次のページでご確認ください。
<https://www.shiga-gte.jp/user/>

○京都府

- ・ 5,000円分を4,000円で販売
- ・ 令和2年10月20日から令和3年3月31日まで使用可能
- ・ ファミリーマートの専用ページから事前予約または一般申込頂けます。

【申込ページ: <https://www.funity-rs.jp/kyoto/>】

※事前受付の申込は予定枚数に達したため終了。次回は10月20日(火)12:00から

- 購入対象者に制限はありません
詳しくは次のページでご確認ください。

<https://premium-gift.jp/kyoto-eat>

○大阪府

- 12,500円分を10,000円で販売
- 令和2年10月14日から令和3年3月31日まで使用可能
- 専用WEBサイトにて食事券を申込

※第二期販売予定数に達したため終了。第三期販売は10月27日(火)12:00から

- 購入対象者に制限はありません
詳しくは次のページでご確認ください。

<https://goto-eat.weare.osaka-info.jp/>

○兵庫県

- 12,500円分を10,000円で販売
- 令和2年10月29日から令和3年3月31日まで使用可能
- 次の【Go To Eat ひょうご キャンペーンページ】でWEB申込
【Go To Eat ひょうご キャンペーンページ】

<https://va.apollon.nta.co.jp/gotoeathyogo/>

※第1期は受付終了。第2期は10月29日(木)12:00から

- 購入対象者に制限はありません
詳しくは次のページでご確認ください。

<https://gotoeat-hyogo.com/index.html>

○奈良県

- 5,000円分を4,000円で販売
- 令和2年10月23日から令和3年3月31日まで使用可能
- 申込専用ホームページから事前予約または一般申込頂けます。(10月15日から予約受付)

【申込ページ: <https://www.funity-rs.jp/nara/>】

- 購入対象者に制限はありません
詳しくは次のページでご確認ください。

<https://premium-gift.jp/nara-eat>

○和歌山県

- 10月16日現在 HPなし

C プレミアム付食事券の加盟店申請について

○滋賀県

- 次のページで参加飲食店の条件を確認の上、加盟店申請を行うをクリックします。

出典: Go To Eat 滋賀県 Web サイト (https://www.shiga-gte.jp/member_store/#registration_sec)

- ・ メールによる申請か FAX による申請かを選択できます。

滋賀GoToEat事業者登録申請

滋賀GoToEat事業者登録申請を行います
はじめに連絡先となるメールアドレスを入力し、
下部「メール送信」ボタンを押してください。

入力いただいたメールアドレス宛に、登録申請方法に関する案内が送信されますので、内容を確認の上、手続きを進めてください。

お問い合わせは下記事業者登録窓口までお願いいたします。
TEL:0570-052-080 (受付時間：平日10時～19時 10・11月は土日祝も受付)

申請に利用するメールアドレスを入力し、
メール送信ボタンを押してください。

メールアドレス

email@example.com

メール受信拒否設定をされている方は、
noreply_shiga@gotoeat.liny.jpを受信許可していただくか、
ドメインgotoeat.liny.jpからの受信ができるよう設定ください。

メール送信

※FAXによる登録申請も受け付けております。
FAXでお申し込みの方は、以下書類（全3ページ）を印刷・記入し送信ください。

[FAX用申込書・同意書ダウンロード \(PDF\)](#)

出典：Go To Eat 滋賀 Web サイト (<https://gotoeat-shiga.liny.jp/shop/entry>)

○京都府

- ・ 次のページに掲載されている「『商品券取扱に関する募集要項・誓約事項』」をダウンロードし、内容を確認の上、「同意する」にチェックを入れます。



利用店舗お申し込みフォーム

はじめに募集要項・誓約事項に同意してください

下記のPDFをダウンロード頂き、内容をご確認下さい。内容に同意頂ける場合、同意のチェックを入れてお申し込み下さい。

商品券取扱に関する募集要項・誓約事項
PDFファイルをダウンロード

上に掲載されたPDFの募集要項・誓約事項を確認し、内容に同意された方は、
チェックボックスにチェックを入れて、お申し込みを開始してください。

同意する

出典：Go To Eat 京都 Web サイト (https://premium-gift.jp/kyoto-eat/use_entry)

- ・ ページ下部にある申請フォームに入力の上、申請します。

○大阪府

- ・ 次のページに掲載されている「『商品券取扱に関する誓約事項』」をダウンロードし、内容を確認の上、「同意する」にチェックを入れます。



加盟飲食店舗お申し込みフォーム

はじめに誓約事項に同意してください

下記のPDFをダウンロード頂き、内容をご確認下さい。内容に同意頂ける場合、同意のチェックを入れてお申し込み下さい。

商品券取扱に関する誓約事項
PDFファイルをダウンロード

上に掲載されたPDFの誓約事項を確認し、内容に同意された方は、
チェックボックスにチェックを入れて、お申し込みを開始してください。

同意する

出典：Go To Eat 大阪 Web サイト (https://premium-gift.jp/eatosaka/use_entry)

- ・ ページ下部にある申請フォームに入力の上、申請します。

○兵庫県

- ・ 次のページ下部の①「加盟店登録する」又はインターネットでの登録が出来ない方は②「申請書をダウンロード」をクリックします。



出典：Go To Eat 兵庫 Web サイト (<https://gotoeat-hyogo.com/restaurant/>)

①「加盟店登録する」

名前・メールアドレス・パスワードを入力し、ページ下部の「前ページ『飲食店の皆さま』及び上記『換金の流れ (PDF)』」の内容をすべて確認し、内容に同意します。」及び「上記「参加飲食店同意事項」を宣言の上、Go To Eat キャンペーンに参加いたします。」にチェックを入れ、送信ボタンをクリックします。

入力したメールアドレス宛に登録 URL が送られます。メール記載の URL にアクセスし、本登録を行います。

出典：Go To Eat 兵庫 Web サイト (<https://gotoeat-hyogo.com/restaurant/register>)

②「申請書をダウンロード」

「②申請書をダウンロード」をクリックすると、「参加飲食店同意書」が掲載されているので、「参加飲食店同意書」を確認、同意します。また、「参加飲食店登録申請書」も掲載されているので、必要事項を記入、FAXまたは郵送にてキャンペーン事務局宛に送付します。

○送付先：Go To Eat ひょうごキャンペーン事務局

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-3-2

TEL:078-371-2841 FAX:078-371-2847

○奈良県

- ・ 次のページに掲載されている「『商品券取扱に関する募集要項・誓約事項』」をダウンロードし、内容を確認の上、「同意する」にチェックを入れます。



利用店舗お申し込みフォーム

はじめに募集要項・誓約事項に同意してください

下記のPDFをダウンロード頂き、内容をご確認下さい。内容に同意頂ける場合、同意のチェックを入れてお申込み下さい。

商品券取扱に関する募集要項・誓約事項
PDFファイルをダウンロード

上に掲載されたPDFの募集要項・誓約事項を確認し、内容に同意された方は、
チェックボックスにチェックを入れて、お申し込みを開始してください。

同意する

出典：Go To Eat 奈良 Web サイト (https://premium-gift.jp/nara-eat/use_entry)

- ・ ページ下部にある申請フォームに入力の上、申請します。

○和歌山県

- 加盟店申請ページ (10月16日現在 HPなし)

(3) オンライン飲食予約

A ポイント付与の流れ



※ 新規加盟飲食店については、キャンペーン期間中の月額基本料を無料とすることを事業参加の要件とする。

出典：農林水産省 Web サイト (<https://gotoeat.maff.go.jp/>)

B オンライン飲食予約事業者への登録

対象のオンライン飲食予約サイトは下記のとおりで、オンライン飲食予約サイトの参加の条件は次のページでご確認できます。

【農林水産省 Web サイト ご参加の条件】

https://gotoeat.maff.go.jp/business_person/

○対象のオンライン飲食予約サイト

- ・ ぐるなび
- ・ 食べログ
- ・ Yahoo!ロコ 飲食予約
- ・ 一休.com レストラン
- ・ EPARK
- ・ EPARK グルメ
- ・ HOT PEPPER グルメ
- ・ favy
- ・ トレタ
- ・ オズモール
- ・ Retty
- ・ LUXA
- ・ ヒトサラ
- ・ Chefle
- ・ 大阪グルメ

【Go To Eat キャンペーン よくあるご質問】 ページ

<https://gotoeat.maff.go.jp/faq/>

【連絡先】 Go To Eat キャンペーンコールセンター

- ・ 0570-029-200(050-3734-1523) [受付] 10:00~17:00 年末年始 (12月29日から1月3日) を除く、全日で運営

3 Go To 商店街キャンペーン

(1) 概要

A Go To 商店街キャンペーンとは

- ・ 3密対策等の感染拡大防止対策を徹底しながら、商店街がイベント等を実施することにより、周辺地域で暮らす消費者や生産者等が「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけとなる取組を支援するもの。
- ・ 各地域で、消費者や生産者との接点を持つ「商店街」が、率先して「地元」の良さの発信や、地域社会の価値を見直すきっかけとなる取組を行い、地域に活気を取り戻していくことを通じて商店街の活性化につなげることが目的。
- ・ Go To 商店街事業として実施するイベント等について、提案を募集。
- ・ 商店街等は申請し、事業内容を提案。
- ・ 審査を経て採択された提案を国が支援。

B 応募対象者

- ・ 特定の商店街等（商店街その他の商業の集積）の活性化につながる取組を実施できる商店街組織等
 - * 商店街組織（任意団体含む）、商工会、商工会議所、温泉街、飲食店街、民間事業者（DMO、まちづくり会社（中小企業に限る））等

C 対象事業

- ・ 消費者や生産者が、地元や商店街の良さを再認識するきっかけとなるような商店街イベント等（オンラインを活用したイベント実施も含む）
- ・ 地域の良さの再発見を促すような、新たな商材の開発やプロモーションの制作

【事業の例】

- ◆ 商店街版道の駅（直売所）を試験的に設置し、地元製品の良さを知る
- ◆ 商店街オープンテラス事業、期間限定の共同宅配サービス、オンライン型ミニコンサートの実施
- ◆ 地元の学生との新商品開発プロジェクト

など

【事業の例】は次のページでご確認いただけます。

https://www.meti.go.jp/covid-19/goto-shoutengai/download/torikumi_jirei.pdf

D 対象となる事業者

- ・ 特定の商店街等（商店街その他の商業の集積）の活性化につながる取組を実施できる次の組織等
 - ①法人格を有する商店街振興組合、事業協同組合、商工会等の組織
 - ・ 構成員数・会員数 10 者以上（R2. 3. 31 時点）
 - ・ 構成員・会員の約 7 割程度以上が中小企業者（R2. 3. 31 時点）
 - ・ 構成員・会員の店舗が集積し、商店街等を形成していること。
 - ②民間事業者等（中小企業に限る。）
 - ・ まちづくりや商業活性化の担い手として事業に取り組むことができ、特定の商店街等において活動実績を有していること。
 - ③その他法人化されていない上記①に類する組織
 - ・ 構成員数・会員数 10 者以上（R2. 3. 31 時点）
 - ・ 構成員・会員の約 7 割程度以上が中小企業者（R2. 3. 31 時点）
 - ・ 定款等により代表者の定めがあること。
 - ・ 財産の管理等を適正に行えること。
 - ・ 設立して 1 年以上経過していること。
 - ・ 構成員・会員の店舗が集積し、商店街等を形成していること。
- ※ その他の詳細な条件は次の Go To 商店街事業募集要領（先行募集）7 ページでご確認ください。

令和 2 年度 Go To 商店街事業募集要領（先行募集）については次のページでご覧いただけます。

https://www.meti.go.jp/covid-19/goto-shoutengai/download/boshu_youryo.pdf

(2) GoTo 商店街事業の流れ

- ①事業者から事務局に対して、事業内容を提案、申請
- ②事務局が審査を経て提案を採択、事業者へ通知
- ③契約締結
- ④事業者は、契約内容に基づき事業を実施
- ⑤消費者が事業者の実施するイベント等へ参加
- ⑥事業者から事務局に対して、事業を実施した旨、報告
- ⑦報告内容に基づき、事務局から事業者に対し精算

(3) 対象期間及び募集期間

A 先行募集

○ 対象期間

- ・ 令和 2 年 10 月 19 日(月)～11 月 30 日(月)に開始する事業

※ 令和 3 年 2 月 14 日(日)までに事業終了すること

- 募集期間
 - ・ 10月2日(金)～10月30日(金)
 - ◆ 1次締切：10月9日(金)
 - 10月31日(土)までに開始する事業が含まれるもの
 - ◆ 2次締切：10月19日(月)
 - 11月20日(金)までに開始する事業が含まれるもの
 - ◆ 3次締切：10月30日(金)

B 通常募集

- 対象期間
 - ・ 令和2年12月1日(火)以降に開始する事業
 - ※ 令和3年2月14日(日)までに事業終了すること
- 募集期間
 - ・ 10月30日(金)～※予定

※ 募集期間中に応募額の総額が本事業の予算に到達した場合、事業全体または、全国地方ブロックごとに募集を締め切ることもあります。

(4) 上限額

- ・ 300万円 × 申請者数
+ 500万円 (2者以上で連携し事業を実施する場合)

※ 1応募あたりの上限額は1,400万円

事業者数	上限額
1者	(300万円×1) = 300万円
2者	(300万円×2) + 500万円 = 1,100万円
3者以上	(300万円×3) + 500万円 = 1,400万円

(5) 申請方法

- 先行募集時の応募について
応募書類を中小企業庁のホームページ (<https://www.meti.go.jp/covid-19/goto-shoutengai/index.html>) からダウンロードして、郵送・宅配便またはメールにて申請。

なお、応募書類は次のとおりです。

- ・ 申請書
- ・ 提案書
- ・ 直近の役員名簿
- ・ 申請者の定款又は規約
- ・ 申請者の合意形成を証する書類
- ・ 商店街等の写真
- ・ 宣誓書
- ・ 応募書類チェックシート
- ・ 「提案書」を具体的に説明する企画書等

◆ 郵便・宅配便での応募

〒107-6105 東京都港区赤坂五丁目2番20号
赤坂パークビル3階<A扉> Go To 商店街事務局 宛

◆ メールでの応募 (10/15迄)

infl@gotoshoutengai.jp

4 大阪府「少人数利用」飲食店応援キャンペーン

(1) 概要

- 大阪府が発行する感染防止宣言ステッカーの登録・設置をしていること及び大阪コロナ追跡システムに登録している店舗で、オンライン飲食予約サイトによる4名以下で総額5,000円（税抜き）以上の予約をし、15時以降に利用する者に、一組につき2,000円分のポイントがオンライン飲食予約サイトから付与されます。
- ミナミ地区（※）の店舗を利用される者においては、さらに2,000円分のポイントが追加付与されます。合計4,000円分）
※ 長堀通、千日前通、御堂筋、堺筋に囲まれた区域で、8/6～8/20に休業・営業時間短縮を要請した地域が対象。

(2) キャンペーン参加条件

- 大阪府感染防止宣言ステッカーの掲示
- 大阪コロナ追跡システムの導入及び登録情報の公開
- 大阪府《少人数利用》飲食店応援キャンペーンを実施している飲食店予約サイトへの加盟

(3) 大阪府感染防止宣言ステッカーの登録方法

- 次のウェブページにアクセスし、利用規約等に同意するにチェックし「次へ」をクリックします。

<https://form.kintoneapp.com/public/form/show/00d7bab415a61aed1ef7a0e1fc2fe42ced1277e8a91f06e319652a86f2d4a84c>

感染防止宣言ステッカー 入力フォーム

① <利用規約及び同意事項> ② <基本情報>

大阪府ホームページ、内閣官房ホームページの業種別ガイドラインについて、事前に確認してください

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf> (内閣官房ホームページ・業種別ガイドライン)

ステッカーを発行するにあたり、利用規約等に同意いただく必要があります。利用規約を必ずご確認ください、以下の全てに同意いただける場合のみ、各事項にチェックのうえ、「次へ」にお進みください。

利用規約 <http://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/stickerriyokuyaku/index.html>

利用規約に同意します。*

同意する

業種別ガイドラインを遵守します。*

同意する

登録いただいた施設・店舗名や住所等の情報は、感染症対策に取り組んでいる事業者としてホームページ等に公開（紹介）することに同意します。
(※) *

同意する

従業員や施設の関係者が、体調不良を申し出た場合や濃厚接触の疑いのある場合は、積極的に必要な検査の受診を勧めます。*

同意する

大阪府又はその指示を受けた者が施設に連絡又は訪問し、感染防止対策について確認することを求めた場合には協力します。*

同意する

「大阪コロナ追跡システム」の導入や施設利用者の名簿作成など追跡対策に協力します。*

同意する

(※) 大阪府では、感染症対策に取り組んでいる事業者をホームページで紹介しています。

→ 次へ || 一時保存

② 業種や店舗種別、住所等を入力し「確認」をクリックします。

① ② [<基本情報>](#)

<利用規約及び同意事項>

業種 ※該当する業種を選択*

選択してください

店舗種別 例：たこ焼き屋、居酒屋、カラオケ喫茶、スポーツクラブ、ライブハウス、服屋、スーパーマーケット*

事業者名 例：株式会社おおさか、有限会社オオサカ、大阪商店など。なお、個人の場合は、「個人事業主」と入力してください。*

施設・店舗名 ※入力いただいた名称がステッカーに表示されます ※最大全角22文字/半角44文字*

郵便番号 ※半角数字7桁/(-)ハイフンなし* 市区町村* 選択してください

町域番地*

電話番号 ※半角数字10桁または11桁/(-)ハイフンなし*

店舗ホームページ

← 戻る || 一時保存

③ 登録内容に間違いがないか確認して「登録」をクリックします。

利用規約に同意します。	同意する
業種別ガイドラインを遵守します。	同意する
登録いただいた施設・店舗名や住所等の情報は、感染症対策に取り組んでいる事業者としてホームページ等に公開（紹介）することに同意します。（※）	同意する
従業員や施設の関係者が、体調不良を申し出た場合や濃厚接触の疑いのある場合は、積極的に必要な検査の受診を勧めます。	同意する
大阪府又はその指示を受けた者が施設に連絡又は訪問し、感染防止対策について確認することを求めた場合には協力します。	同意する
「大阪コロナ追跡システム」の導入や施設利用者の名簿作成など追跡対策に協力します。	同意する

<基本情報>

業種 ※該当する業種を選択	食堂、レストラン、喫茶店等
店舗種別 例：たこ焼き屋、居酒屋、カラオケ喫茶、スポーツクラブ、ライブハウス、服屋、スーパーマーケット	たこ焼き屋
事業者名 例：株式会社おおさか、有限会社オオサカ、大阪商店など。 なお、個人の場合は、「個人事業主」と入力してください。	株式会社おおさか
施設・店舗名 ※入力いただいた名称がステッカーに表示されます ※ 最大全角22文字/半角44文字	株式会社おおさか
郵便番号 ※半角数字7桁/（-）ハイフンなし	
市区町村	
町域番地	
電話番号 ※半角数字10桁または11桁/（-）ハイフンなし	
店舗ホームページ	

← 戻る ✓ 登録

④ 「感染防止宣言ステッカー」が発行されるので、印刷して店内に掲示します。



■感染防止宣言ステッカーコールセンター

開設時間：平日午前 10 時から午後 5 時（※土・日・祝日は開庁していません）

電話番号：06-4397-3268

(4) 大阪コロナ追跡システムの導入及び登録情報の公開について

- ① 次のウェブページにアクセスし、「施設」か「イベント」のどちらかをクリックします。

<http://smartcity-osaka.jp/covid19>



大阪コロナ追跡システムの登録にご協力いただきありがとうございます。
本システムは、新型コロナウイルスへの感染が判明した方と、同じ日に、同じ施設やイベントで登録をされた方に、メールで注意喚起のお知らせをすることで、感染拡大を防ぐためのシステムです。
また、クラスター発生（発生のおそれを含む）の際には、クラスターが発生したと考えられる日の当該施設の利用者に連絡を行います。

施設もしくはイベントいずれかをお選びください。

施設

イベント

② 入力フォームに店舗名や所在地を入力して、登録します。

大阪コロナ追跡システムの登録にご協力いただきありがとうございます。
入力フォームに必要事項をご入力いただき、注意事項をご確認・同意のうえ、一番下の登録ボタンをクリックしてください。

施設名*

例) ○○屋 ××店

※複数店舗登録希望の方は、各店舗ごとに登録してください。

所在地*

郵便番号 例) 1234567 **検索** ※事業者の住所郵便番号は使用できません
半角数字、ハイフン〔-〕なしで入力

郵便番号検索をご利用ください。

例) 1-2-3-405

※所在地が大府市内にある施設のみ登録可能です。

種別*

選択... 選択...

席数/面積*

選択...

電話番号*

例) 0669410351 ※パソコンのデンキーでは入力できません
半角数字、ハイフン〔-〕なしで入力

メールアドレス*

例) abc@xxx.yy.jp

確認のため、もう一度入力してください。

例) abc@xxx.yy.jp

パスワード*

例) 半角英数字 8文字以上

※事業者マイページへのログインの際必要になります。
※同じメールアドレスで複数の施設（イベント）を登録する場合は異なるパスワードが必要です。

確認のため、もう一度入力してください。

例) 半角英数字 8文字以上

【注意事項】

- メールアドレスを登録した施設利用者が感染者となった場合、その感染者が立ち寄った**施設・イベントの種別・規模**に応じて、同日当該施設でメールアドレスを登録した方に、大阪府より一斉に注意喚起メールを送信します。その際、注意喚起メール内では、施設名、日時、感染者に関する情報はお知らせしません。また、個別にお問合せいただいても、一切お答えいたしません。ただし、クラスターの発生（おそれを含む）が判明した場合に、大阪府より施設名・発生日等を公表した時は、注意喚起メール内にて施設名とあなたが立ち寄られた日時をお知らせいたします。
- いただいた情報については、大阪コロナ追跡システムの事業目的のみに使用し、それ以外の目的には使用いたしません。
- 大阪府においては、本システムで収集した情報等の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の利用者情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
- 本システムの利用に際して、大阪府の責めに帰すべき事由によらない場合、利用者が被った損害について、一切賠償の責任を負いません。

システム利用にあたり、以上について同意します。
※チェックのいれると登録が可能です。

- 大阪府のメールは、「@smartcity-osaka.jp」から届きます。
「@smartcity-osaka.jp」からのメールを受信できる設定にしてください。
- 導入方法については下記ホームページをご参照ください。
http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_qr/tebiki.html
- ご不明な点は、下記ホームページ（事業者向けFAQ）をご参照ください。
http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/tbusekisystem/jigyosha_faq.html

登録

- ③ 登録が完了すると、大阪コロナ追跡システムから入力フォームに登録したメールアドレスにQRコード付きの添付ファイルが送られてきます。



- ④ 大阪コロナ追跡システムから送られてきたQRコード付きの添付ファイルを印刷して店内に掲示します。



■大阪コロナ追跡システムコールセンター

開設時間：平日午前9時から午後6時まで（※土・日・祝日は開庁しておりません）

電話番号：06-4397-3354

ファクシミリ：06-6944-6207

(5) 飲食店予約サイトへの加盟方法について

大阪府「少人数利用」飲食店応援キャンペーンを実施しているオンライン飲食予約サイトの登録をします。（いずれのサイトへ登録されるかは、各飲食店でご判断ください。）

【オンライン飲食予約サイトへの登録に関する情報一覧】は次のページ中段の「飲食店の皆さまへ」でご確認できます。

なお、オンライン飲食予約サイトの参加の条件は次のページでご確認できます。

【大阪府：少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業を行う事業者及び取組内容について】 ページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyochousei/insyokuten-torikumi/index.html>

飲食店の皆さまへ
手続きについて

本事業の対象店舗となるためには、次の手続きが必要です。

- 大阪府が発行する感染防止宣言ステッカーの登録・設置 → [感染防止宣言ステッカーの登録はこちらから](#)
- 大阪コロナ追跡システムの登録 → [大阪コロナ追跡システムの登録はこちらから](#)
- ※感染防止宣言ステッカーと大阪コロナ追跡システムの登録情報は完全に一致させて下さい
- オンライン飲食予約サイト(上記1)への登録
(対象となるサイトのうち、いずれのサイトへ登録されるかは、各飲食店でご判断ください。)
- ※登録条件は、各予約サイトの登録条件は、各事業者ご自身の責任で確認して下さい
- [オンライン飲食予約サイトへの登録に関する情報一覧はこちらから \[Excelファイル/15KB\]](#)

※本事業は農林水産省が実施する「Go To Eatキャンペーン」との併用が可能です。→ [「Go To Eatキャンペーン」はこちらへ\(外部サイト\)](#)

なお、当該キャンペーンは、大阪コロナ追跡システムの下記事業者マイページで、「登録情報公開設定」に同意された飲食店を対象としています。キャンペーンへの参加を希望する飲食店の皆さまは、必ず「事業者マイページ」をご確認いただくようお願いいたします。

〈事業者マイページ〉
http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_qr/index.html#mypage

参考：大阪の人・関西の人いらっしやいキャンペーン

※ 予定数（20万泊）に達したことから、令和2年9月25日（金曜日）0時でキャンペーンの新規申込受付が終了。

なお、すでに予約している方は、予約内容のとおりキャンペーンを利用できます。

【大阪の人・関西の人いらっしやいキャンペーン】ページ

<https://osakairasshai.weare.osaka-info.jp/>